

○紀北町木造住宅建築促進事業補助金交付要綱

平成24年3月21日告示第18号

改正

平成29年9月22日告示第69号

紀北町木造住宅建築促進事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地域産材を使用して、新たに町内に住宅を建築した者に対し、予算の範囲内で紀北町木造住宅建築促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、住宅への木材利活用の促進と地域の木材需要の拡大を図ることを目的とし、その交付に関しては、紀北町補助金等交付規則（平成17年紀北町規則第53号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域産木材 紀北町及び尾鷲市内で伐採された木材
- (2) 地域産材 地域産木材を町内の製材工場で加工した製材
- (3) 住宅 木造の専用住宅又は併用住宅をいう。
- (4) 建築 新たに住宅を建築（増改築及び建替えを含む。）することをいう。
- (5) 主要部材 土台、大引、根太、通柱、管柱、間柱、桁、梁、筋交い、小屋束、棟木、母屋及び垂木をいう。
- (6) 仕上部材 壁材、床材、枠材等の仕上げに使用する部材（無垢材）で、原則として上小節以上の材料とする。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付を受けようとする者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 交付対象となる住宅の施主であること。
- (2) 町税等を滞納していないこと。

(補助金の額等)

第4条 補助金額は、使用された地域産材の材積に1立方メートル当り、30,000円を乗じた金額とし、750,000円を上限とする。この場合において、算出した額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付要件)

第5条 この要綱において補助金の交付対象となる住宅は、次の各号のいずれにも該当する住宅とする。

- (1) 建築物の主要部材に地域産材を材積の60パーセント以上使用して建築し、かつ、住宅部分の床面積が50平方メートル以上の住宅
  - (2) 建築物の仕上部材に、地域産材を0.5立方メートル以上使用して建築された住宅
  - (3) 併用住宅の場合は、居住部分が建築面積の2分の1以上であること。
  - (4) 町内に事務所等を有する大工・工務店等を利用して建築された住宅
  - (5) 在来工法（軸組工法）等により建築された木造住宅
- (補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、紀北町木造住宅建築促進事業補助金交付申請及び実績報告書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して提出しなければならない。

- (1) 地域産材使用実績報告書
- (2) 地域産材使用率計算書
- (3) 町税完納証明書等
- (4) 建築契約書等の写し
- (5) 地域産材納品証明書
- (6) 地域産木材購入証明書
- (7) 建築物の位置図及び平面図並びに建築面積集計表
- (8) 完成後等の住宅写真（外観、内装）
- (9) 建築基準法（昭和25年法律第201号）による検査済証の写し（建築確認不要物件は建築工事届の写し）
- (10) その他町長が必要と認める書類

2 申請者は、補助金の交付を受けようとするときは、建築基準法による検査済証の検査日又は建築工事届の工事予定期間満了日から起算して、1年内に申請しなければならない。

(交付決定及び額の確定)

第7条 町長は、前条の補助金交付申請及び実績報告書の提出があったときは、速やかにその内容を審査のうえ、補助金の交付の決定及び額の確定をするものとする。

2 町長は、前項の補助金の交付の可否について、紀北町木造住宅建築促進事業補助金交付決定及び額の確定通知書（様式第2号）又は紀北町木造住宅建築促進事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第8条 町長は、前条の規定による交付の決定及び額の確定後、申請者が提出する紀北町木造住宅建築促進事業補助金交付請求書（様式第4号）により、補助金を交付するものとする。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。